# 郵便法第七十三条の審議会等を定める政令 （平成十五年政令第八十三号）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

# 附　則

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一九年八月三日政令第二三五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年七月二日政令第二一四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十年七月四日から施行する。